

# 軽自動車税納税通知書等印刷及び機械封入封緘作業委託仕様書

## 第1章 総則

### 1. 目的

本仕様書は、軽自動車税納税通知書及びこれに付随する書類（以下、「納税通知書等」という。）のフォーム印刷及び機械による封入封緘業務の内容を定めるものとする。

### 2. 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、宍粟市（以下「委託者」という。）と受託者は協議のうえ実施するものとする。

### 3. 受託条件

下記受託条件とする。なお、委託者が必要と判断したときには、本業務を実施する施設、環境等の視察を行うものとする。

- (1) 関係法令を遵守すること。
- (2) 宍粟市入札参加登録者のうち、フォーム印刷及び封入封緘業務に登録している者。
- (3) 個人情報保護へ対応がとられ、情報セキュリティ認証制度によるISMS認証（ISO/IEC27001）を受けている者、又はプライバシーマーク制度によるプライバシーマーク（Pマーク）を付与されている者
- (4) トラブルが発生した場合には、業務内容及び経過が即座に確認できるようにし、かつ、バックアップ体制を備え迅速な対応ができるようにすること。

### 4. 業務計画

受託者は本業務の実施にあたって、業務工程表を委託者へ提出し承諾を得るものとする。

### 5. 損害賠償

受託者は、業務遂行中に生じた事故等に対して一切の責任を負い、発生原因、経過、被害内容の状況を報告し委託者の指示に従うものとする。

### 6. 検査

受託者は業務完了後、業務完了報告書を提出し委託者の検査を受けるものとする。また、委託者から仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い再検査の結果をもって完了とする。

### 7. 成果品の帰属

本業務において作成された成果品は、全て委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可無しに使用、流用してはならない。

## 8. 守秘義務

受託者は、個人情報保護に関する法令を遵守し、本業務遂行上で知り得た内容について、その一切を第三者に漏らしてはならない。

## 9. 瑕疵担保責任

業務完了後、納入成果品に不良個所が発見された場合、受託者の責任において無償で修正を行うものとする。

## 10. 再委託の禁止

受託者は、本業務を別法人たる第三者（受託業者が出資する子会社等を含む）へ委託し又は請け負わせてはならない。

## 11. 委託期間

本業務の委託期間は、着工の日（原則として契約締結日の翌日）から令和5年4月28日までとする。

## 12. 支払

受託者への支払は、業務完了後の検査の後に支払うものとする。

## 第2章 軽自動車税納税通知書等印刷及び機械封入封緘業務

## 13. 業務概要

- (1) 委託者が指定した様式による納税通知書のフォーム印刷をする。
- (2) 委託者が指定した様式による封入封緘用封筒を印刷する。
- (3) 委託者が作成した納税通知書等のPDFファイルを前号の様式に印刷し、機械により封入封緘する。

※ なお、フォーム印刷の前に2回程度、テスト印刷を行うこと。テストの経過に応じてレイアウトの調整等を指示する場合がある。また、見積もりにおいては、テストにかかる経費も含めること。

## 14. 貸与資料

本業務に必要な資料として、委託者は受託者に下記を貸与するものとする。データはPDFデータとし、CD-Rにて授受するものとする。なお、貸与資料の管理取扱いには十分に注意し本業務の完了後は速やかに返納すること。

- (1) 軽自動車税納税通知書発送リスト（外字関連は埋め込み済み）
- (2) その他業務に必要とする資料

15. 印刷文書種別及び発注予定枚数

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| (1) 軽自動車税納税通知書兼領収書   | 18,000枚 |
| (2) 軽自動車税納税通知書兼振替通知書 | 10,000枚 |
| (3) 窓付き封筒            | 16,000枚 |

16. 用紙等規格

(1) 軽自動車税納税通知書兼領収書

コンピュータ用連続帳票(OCR、コンビニ収納、クレジット収納、納付書QRコード対応)

紙質：白地72kg、16in×4.5in

刷色：茶（OCR対応以外部分）

刷面：両面、印影印刷有

ミシン目加工：2箇所（耳除く）

(2) 軽自動車税納税通知書兼振替通知書

コンピュータ用連続帳票

紙質：再生紙72kg、9.5in×4.5in

刷面：両面

刷色：茶、印影印刷有

(3) 窓付き封筒

長形3号

紙色：グレー（窓あき部分以外は中が見えないこと）

窓：52mm×97mm.

刷色：黒

刷面：両面

17. 機械封入に係る出力区分と内容

(1) 提供するPDFデータのソート順は次のとおり出力とする。

所有台数>郵便番号>氏名カナ>課税コード>義務者個人番号>標識番号

(2) 機械封入封緘に必要なデータとして、宛名部分に次の連番を表記。

総連番、義務者内連番、封筒単位（義務者単位）連番、義務者毎の1枚目に#マークを出力

18. 納品

納品は、宍粟市役所税務課に行うものとする。

19. 発送までのスケジュール（目安）

令和4年11月16日（水） 業者決定

令和4年11月17日（木） 契約締結

～ 納付書等作成・テスト印刷

令和5年4月14日（金） 印刷PDFデータ受け渡し

20. その他

・名寄せ封入及び1封筒当たりの封入枚数について

上記17による所有台数ソートにより、同一納税義務者が所有する軽自動車については、1封筒にまとめて封入すること（名寄せ封入）。

1封筒に封入する最大件数については、軽自動車税納税通知書兼領収書は5枚程度、軽自動車税納税通知書兼振替通知書は9枚程度を予定している。なお、機械封入可能な最大枚数を越える分については、委託者が封入するため、該当する納税通知書を搬入すること。

(1)軽自動車税納税通知書兼領収書

兵庫県宍粟市

### 軽自動車税(種別割)収納済通知書

口座番号	01160-6-960140	加入者名	宍粟市会計管理者	納付金額	円
クレジット納付番号		クレジット確認番号			
自治体コード	科目コード	賦課年度	対象年度	通知書番号	期月
282278					

税額 円 納付者  
督促手数料 円  
延滞金 円

CVS等取納用

取りまとめ店  
西兵庫信用金庫本店  
取りまとめ局  
〒539-8794 大阪府金事務センター

(宍粟市・CVS本部保管)  
コンビニエンスストアでは、バーコードのないもの、バーコードが読み取れないもの、納付期限を過ぎたもの、金額を訂正したもの、1枚の納付書が30万円を超えるものは取り扱えません。

取納代行業者 ㈱しんきん情報サービス  
本書のとおり領収済につき、通知します。  
※この通知書は直接機械で処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

枠組み等に更改があります。  
落札業者に別途指示します。

兵庫県宍粟市 自治体コード 282278

### 軽自動車税(種別割)納入原符

口座番号	01160-6-960140
加入者名	宍粟市会計管理者
納付者	
通知書番号	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納付期限	

領収日付印

本書のとおり納付します。  
取納代行業者 ㈱しんきん情報サービス  
兵庫県宍粟市会計管理者 様

兵庫県宍粟市 自治体コード 282278

### 納付書

年度 軽自動車税(種別割)納税通知書兼領収証書

本書のとおり、軽自動車税(種別割)額を決定しましたので通知します。

収入印紙不要

取納代行業者 ㈱しんきん情報サービス  
上記金額を領収しました。  
兵庫県宍粟市会計管理者 (納税者保管)

領収証書

口座番号	01160-6-960140
加入者名	宍粟市会計管理者
通知書番号	
車種	
標識(車両)番号	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納付期限	

領収日付印

収入印紙不要

取納代行業者 ㈱しんきん情報サービス  
上記金額を領収しました。  
兵庫県宍粟市会計管理者 (納税者保管)

軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)

年度

納税義務者

この証明書の有効期限

車両番号

上記については、軽自動車税の納税がないことを証明します。

領収日付印

車検に必要です。大切に保管してください。

領収日付印のないものは証明書として使用不可 (納税者保管)

領収証書は再発行できませんので、5年間大切に保管してください。



**(ご注意)**  
◎軽自動車の継続検査の納税証明書について


軽自動車の継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示して下さい。有効期限が抹消されているもの又は領収日付印のないものは納税証明書として使用できません。

※この「納付書」は以下の約款に基づき使用されるものです。

この「納付書」を利用したコンビニ店での代金の受領はすなわち宍粟市の代理受領であり、支払者は請求金額を支払い本領収書を受け取った時点で宍粟市に対する債務が履行済になります。

**課税の根拠・その他**

- 地方税法及び市税条例の規定によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、及び二輪の小型自動車(以下軽自動車等という。)に対して、その所有者(又は使用者)に軽自動車税(種別割)が課せられます。なお、4月1日現在の所有者(又は使用者)が納税義務者となります。
- 納税者は、この納税通知書に記載された事項について、不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分を取消しを求めた訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宍粟市(代表者 宍粟市長)を被告として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求を行った日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当する場合は、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。
- 納期限までにこの税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに、この税金にかかる徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。
- この税金は、宍粟市役所会計課・各市民局又は西兵庫信用金庫、兵庫西農業協同組合、みなど銀行(県内)、三井住友銀行、淡陽信用組合、ハリマ農業協同組合の本店並びに各支店、近畿2府4県内のゆうちょ銀行及び郵便局、全国のコンビニエンスストア(別記載しています)で取扱います。
- この領収証書は軽自動車の継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に必要な納税証明書となりますので、自動車検査証と一緒に大切に保管してください。なお、公金機関等領収印のないものは納税証明書として使用できません。
- 税額等金額を訂正したものは受付できません。

◆クレジットカードによる納付方法  
○利用できるクレジットカード: Visa, MasterCard, JCB, DinersClubなど  
○「F-REGI 公金支払い」へのアクセス方法  
パソコンから → [https://koukin.f-regi.com/fc/shiso\\_city](https://koukin.f-regi.com/fc/shiso_city) QRコードから →   
○手数料 納税額に応じた手数料が必要です。(詳細は「F-REGI 公金支払サイト」でご確認ください。)

◆スマホアプリによる納付方法  
○利用できるスマホアプリ: LINE Pay, PayPay, 楽天銀行アプリ, PayB, au PAY  
○支払方法: アプリを起動して、納付書表面のバーコードを読み取ってください。(各アプリの操作方法については、アプリの公式ホームページより確認ください。)

○コンビニエンスストアの店頭では、スマホアプリによるお支払いはできません。  
※クレジットカード、スマホアプリによる納付は、納付期限のみ利用可能です。

お問い合わせ先 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6  
宍粟市役所 市民生活部 税務課 電話 0790 (63) 3000 (代表)  
◎課税の内容については 電話 0790 (63) 3124 (直通)  
◎納税のご相談については 電話 0790 (63) 3134 (債権管理室直通)  
※受付時間 午前8時30分から午後5時15分(土日祝日、年末年始は除く)

(コンビニエンスストア)  
◎納付場所  
MMK設置店(イオン、New Days など※一部店舗除く)  
スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブンイレブン、くらしハウス、デイリーヤマザキ、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、タイエー、ミニストップ、ローソン、ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストアー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ以上全国の各店舗

※コンビニエンスストアでは、バーコードのないもの、バーコードが読み取れないもの、納付期限を過ぎたもの、金額を訂正したもの、1枚の納付書が30万円を超えるものは取り扱えません。また、コンビニエンスストアでの納付は現金のみの取り扱いとなります。スマホアプリによる納付はできません。

文言の一部更改があります。

年度 軽自動車税(種別割)納税通知書兼振替通知書

行政区コード		通知書番号	
世帯番号		整理番号	
金融機関名			
口座番号		種別	
口座名義人			
標識番号			
納付税額	円		
振替日 (納期限)	上記口座から振替させていただきます。		

※ 文言の変更あり



T1805-F 2002121731

課税の根拠・その他

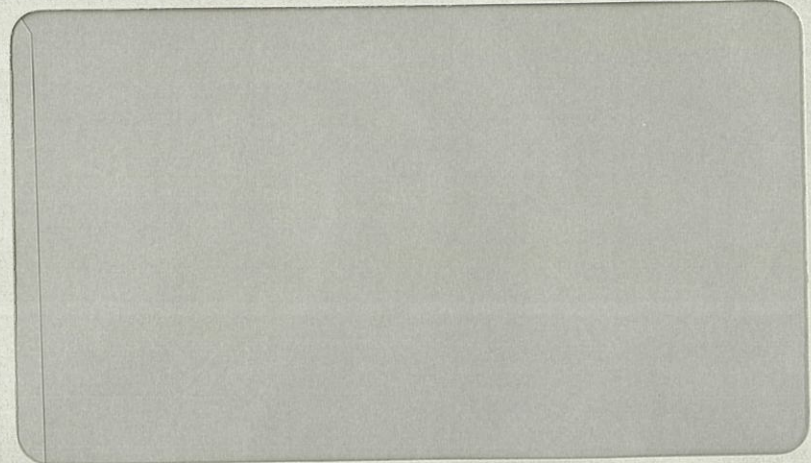
- ① 地方税法及び市税条例の規定によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、及び二輪の小型自動車(以下軽自動車等という)に対して、その所有者(または使用者)に軽自動車税(種別割)が課せられます。なお、4月1日現在の所有者(または使用者)が納税義務者となります。
- ② 納税者は、この納税通知書に記載された事項について、不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して文書で審査請求をすることができます。  
この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宍粟市(代表者 宍粟市長)を被告として提起することができます。  
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求を行った日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当する場合は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。
- ③ 納期限までにこの税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金にかかる徴収金を完納しない場合においては、滞納処分を受けることになります。

◎軽自動車の継続検査の納税証明書について  
この軽自動車税(種別割)振替通知書は、納税証明書(継続検査用)として使用できません。  
振替終了後、あらためて軽自動車税(継続検査用)納税証明書を送付します。

T1805-B 2002150853



郵便区内特別



軽自動車税(種別割)納税通知書 在中  
 納期限 令和~~4~~<sup>5</sup>年5月31日(火)  
~~水~~

しそし 宍粟市 市民生活部 税務課

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6  
 TEL (0790)63-3000(代表) (0790)63-3124(税務課直通)  
 FAX (0790)62-2866 ホームページ <https://www.city.shiso.lg.jp>

スマホ納付ができるようになりました！  
 ○スマホ決済アプリで納付書表面のバーコードを読み込んでお支払いください。(口座振替払いの方はご利用いただけません。)  
 ○詳しくは納付書裏面及び各アプリのホームページでご確認ください。

令和~~4~~<sup>5</sup>年4月1日(賦課期日)に軽自動車等を所有している人に課税されます。

令和<sup>5</sup>4年度 軽自動車税(種別割)税率一覧

車種区分		税率 (年税額)
原動機付 自転車	50cc以下	2,000円
	50ccを超え90cc以下	2,000円
	90ccを超え125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽自動車	二輪車(125ccを超え250cc以下)	3,600円
	専ら雪上を走行するもの	3,600円
小型特殊 自動車	農耕作業用	1,600円
	その他(フォークリフトなど)	4,700円
二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		6,000円

■三輪・四輪以上の軽自動車

車種区分	車検証に記載の「初度検査年月」による区分			グリーン化特例(軽課) (新規取得の翌年度にのみ適用)			
	H27年3月 以前	H27年4月 以降	初度検査 年月より 13年経過	75%軽減	50%軽減	25%軽減	
	旧税率	新税率	重課税率				
乗用車	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	<del>5,400円</del>	<del>8,100円</del>
貨物車	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	<del>2,900円</del>
	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	<del>2,500円</del>	<del>3,800円</del>
三輪車		3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円